

障がい福祉に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査目的

県では、平成26年に策定した「岐阜県障がい者総合支援プラン」に基づき、各種施策を実施してきました。本年度は上記プランの改定の年となっているため、その改訂にあたり、計画改訂の参考とさせていただくとともに、今後の障がい福祉行政推進の基礎資料とするため、ご意見・ご意向などを伺いました。

2 調査対象など

○調査対象

県政モニター516人（うちインターネットモニター251人）

○調査方法

郵送及びインターネット

○調査機関

平成29年6月30日～7月21日

○回収結果

449人（回収率87.0%）

構成比はパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
そのため、合計が100%にならない場合があります。

3 結果概要

○障がいを理由とする差別や偏見について

障がいを理由とする差別が「ある」「少しある」が合わせて94.0%となった。

○障害者差別解消法について

「内容も名前も知らない」が55.9%と最も高く、「内容も含めて知っている」「名前は知っている」は合わせて43.7%となった。

○県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて

他の選択肢に比べ、「障がいに関する理解の促進」が78.3%と最も高い結果となった。他方、「共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰」は7.2%にとどまった。

○障がいのある人にとっての住みやすさについて

「普通」が最も多く32.3%、次いで「わからない」が30.1%となった。なお、「住みやすい」「まあまあ住みやすい」「普通」を合せた割合は46.3%となった。

○県が力を入れるべき障がい福祉行政について

「障がいのある子供やその親に対する支援の充実」（63.3%）、「障がいに関する理解啓発や障がい者差別解消」（61.3%）、「障がい者の就労支援の推進」（55.9%）、「道路・交通・建物のバリアフリー化」（55.0%）が高い結果となった。

○災害時に出来る支援について

「避難生活時における障がいのある方への配慮」(53.2%)、「災害時の避難支援」(52.1%)、「日頃の声掛けなどによる見守り」(48.8%)、「町内会などの場における支援方法などの話し合い」(41.8%)が高い結果となった。

○ヘルプマークについて

「知らない」が71.5%と最も高く、「意味も含めて知っている」「名前のみ知っている」を合せた割合は27.6%となった。

4 回答属性

(1) 性別

区分	人数(人)	割合(%)
男性	181	40.3%
女性	265	59.0%
無回答	3	0.7%
計	449	100.0%

(2) 年代別

区分	人数(人)	割合(%)
10歳代	2	0.4%
20歳代	36	8.0%
30歳代	92	20.5%
40歳代	91	20.3%
50歳代	101	22.5%
60歳代	106	23.6%
70歳代以上	18	4.0%
無回答	3	0.7%
計	449	100.0%

(3) 居住圏域別

区分	人数(人)	割合(%)
岐阜圏域	202	45.0%
西濃圏域	77	17.1%
中濃圏域	90	20.0%
東濃圏域	53	11.8%
飛騨圏域	24	5.3%
無回答	3	0.7%
計	449	100.0%

II 調査結果

問1 あなたは、障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見が社会にあると思いますか。

区分	人数(人)	割合(%)
ある	227	50.6%
少しある	195	43.4%
ない	13	2.9%
無回答	2	0.4%
計	449	100.0%

問2 国では、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。あなたはこの法律をご存じですか。

区分	人数(人)	割合(%)
内容も含めて知っている	73	16.3%
名前は知っている	123	27.4%
内容も名前も知らない	251	55.9%
無回答	2	0.4%
計	449	100.0%

問3 県では、平成28年4月に「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を施行し、共生社会実現に向けた取組みを進めています。共生社会実現に向けた取組みのうち、あなたが力を入れる必要があると思うものを次の中からすべて選んでください。(複数回答 回答者446人)

区分	人数(人)	割合(%)
障がいに関する理解の促進	349	78.3%
障がいに関する教育機会の充実	115	25.8%
幼い頃からの障がいのある人とないとの交流の促進	135	30.3%
共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰	32	7.2%
わからない	9	2.0%
その他	9	2.0%
計	649	

【「その他」の主な回答】

- ・障害者が行動しやすいバリアフリーな街、公共の環境の充実。
- ・小さい頃より障害の子に関わりをもつことが大切。等

問4 あなたは、岐阜県は障がいのある人にとって住みやすい県だと思いますか。

区分	人数(人)	割合(%)
住みやすい	14	3.1%
まあまあ住みやすい	49	10.9%
普通	145	32.3%
あまり住みやすいとは思わない	84	18.7%
住みにくい	19	4.2%
わからない	135	30.1%
無回答	3	0.7%
計	449	

問5 障がい福祉行政について、あなたが今後もっと力を入れる必要があると思うものを次の中からすべて選んでください。(複数回答 回答者447人)

区分	人数(人)	割合(%)
障がいに関する理解啓発や障がい者差別解消	274	61.3%
障がいのある子供やその親に対する支援の充実	283	63.3%
災害発生時における障がい者の避難対策等の強化	184	41.2%
障がい者の高齢化に対する取組みの強化	185	41.4%
特別支援教育の充実	147	32.9%
障がい者のスポーツや芸術の推進	90	20.1%
道路・交通・建物のバリアフリー化	246	55.0%
障がい者の就労支援の推進	250	55.9%
わからない	16	3.6%
その他	10	2.2%
計	1685	

【「その他」の主な回答】

- ・精神障がいへの理解。
- ・障がい者の高齢化もしくは、その親の高齢化をもう少し考えてほしい。等

問6 あなたは、災害発生時に（備えも含めて）障がいのある人のためにどういう支援ができると思いますか。当てはまるものを3つ選んでください。（複数回答 回答者447人）

区分	人数(人)	割合(%)
日頃の声掛けなどによる見守り	218	48.8%
町内会などの場における支援方法などの話し合い	187	41.8%
防災訓練への参加の呼びかけ	99	22.1%
家財の転倒防止器具の取り付けなどの手伝い	74	16.6%
災害時の避難支援（避難所までの誘導）	233	52.1%
避難生活時における障がいのある方への配慮	238	53.2%
障がいに関する知識の修得	116	26.0%
その他	9	2.0%
計	1174	

【「その他」の主な回答】

- ・子供に障害があるので、理解はできる。共感できる。だからこそどういった配慮すべきかわかる。
- ・自身が障がい者のため、他人まで手が出ない。等

問7 あなたは「ヘルプマーク」をご存知ですか。

区分	人数(人)	割合(%)
意味も含めて知っている	69	15.4%
名前のみ知っている	55	12.2%
知らない	321	71.5%
無回答	4	0.9%
計	449	100.0%

岐阜県障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日条例第8号

改正

昭和54年10月9日条例第24号
平成6年3月30日条例第6号
平成12年12月27日条例第55号
平成16年10月7日条例第33号
平成23年10月12日条例第38号
平成24年3月27日条例第25号

岐阜県心身障害者対策協議会条例をここに公布する。

岐阜県障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定により、岐阜県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
 - 一 関係行政機関の職員
 - 二 学識経験を有する者
 - 三 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会

に譲つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年10月9日条例第24号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成6年5月規則第56号で、同6年6月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在任する岐阜県心身障害者対策協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の岐阜県障害者施策推進協議会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定により任命された岐阜県障害者施策推進協議会の委員（以下「委員」という。）とみなす。

- 3 この条例の施行の日以後最初に任命される委員（補欠の委員を除く。）の任期は、改正後の条例第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成7年7月20日までとする。

附 則（平成12年12月27日条例第55号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年10月7日条例第33号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成17年4月規則第79号で、同17年4月18日から施行）

附 則（平成23年10月12日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第25号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第2条の規定の施行の日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿

(平成30年2月現在)

所属	職名	氏名	分野	備考
学識	岐阜大学教育学部	教授	池谷 尚剛 大森 智子	教 育 臨床心理・相談支援
	岐阜県臨床心理士会	特別研究員	佐藤八千子	福 祉
	岐阜経済大学	特任准教授	西村 悟子	医 療
	岐阜大学医学部	常務理事	堀部 廉	医 療
	(一社)岐阜県医師会		田中 勝士	県議会(厚生環境)
	岐阜県議会	厚生環境委員長		
障がい者団体	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会長	岡本 敏美	身体障がい
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	副会長	溝口 広美	視覚障がい
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会長	水野 義弘	聴覚障がい
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	常務理事	安藤 晴美	難病関係
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	会長	日比奈緒美	身体障がい
	岐阜県特別支援学校PTA連合会	会長	澤田 由香	障がい児教育
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理事長	春見 鉄男	知的障がい
	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	会長	小板 孫次	知的障がい
	岐阜県自閉症協会	会長	水野佐知子	発達障がい
	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理事長	山田 偉雄	精神障がい
行政	岐阜労働局	職業安定部長	吉村 亮	労働行政
	岐阜障害者職業センター	所長	齋藤友美枝	障がい者雇用
	岐阜県市長会	本巣市長	藤原 勉	市町村行政
	岐阜県町村会	輪之内町長	木野 隆之	市町村行政

(敬称略、順不同)

岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について会議を行うため「岐阜県障がい者総合支援懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員17人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、関係機関等から、健康福祉部長が選任した者とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、岐阜県障害福祉課長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は座長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

3 懇話会は、課題等に応じ専門部会を設置することができる。

(圏域協議会との連携)

第6条 懇話会には、各障害保健福祉圏域ごとに支部（以下「圏域支部」という。）を置く。

2 圏域支部は、各県事務所（岐阜圏域にあっては岐阜地域福祉事務所）に設置された圏域協議会等をもって充てる。

3 圏域支部の組織及び運営に関する事項は、圏域支部において別に定める。

4 圏域支部は、地域協議会と連携し、地域の協議事項等をまとめ、懇話会へ協議または報告することができる。

(事務局)

- 第7条 懇話会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。
- 2 事務局は、必要に応じて関係する本庁各課及び現地機関等を招集し、障害福祉課長の主宰により事務局会議を開催する。

(連携)

- 第8条 懇話会は、県内における障がい者施策の推進について、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき設置された岐阜県障害者施策推進協議会と連携し、運営するものとする。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月24日から施行する。
- 2 この要綱の制定をもって「岐阜県障がい者自立支援協議会設置要綱」（平成24年8月2日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿

役 職	氏 名	備 考 (分野)
障がい者相談支援特別アドバイザー	大西 鈴彦	相談体制支援
東濃障がい者就業・生活支援センター 所長	藏前 芳勝	就労・生活支援
岐阜労働局職業安定部職業対策課 課長	武藤 俊逸	就労支援
国立病院機構長良医療センター 療育指導室 室長	藤森 豊	重心児(者)支援
障がい者相談支援特別アドバイザー	大島 和彦	相談体制支援
岐阜県知的障害者支援協会 副会長	田口 道治	知的障がい者支援
地域活動支援センター ふなぶせ 総合施設長	森 敏幸	精神障がい者支援
西濃圏域発達障がい支援センター	中野たみ子	発達障がい児支援
岐阜県発達障害者支援センター 発達障害支援課長	富田 智子	発達障がい児支援
岐阜県難病団体連絡協議会 相談員	白木 裕子	難病支援
岐阜市 障がい福祉課 課長	真鍋 晃	行政関係(市)
本巣市 福祉敬愛課長	三浦 直	行政関係(市)
輪之内町 福祉課長	菱田 靖雄	行政関係(町村)
岐阜県特別支援学校長会 会長(羽島特別支援学校長)	出口 和宏	教育関係
岐阜県身体障害者福祉協会事務局 課長	小川 剛矢	当事者等
岐阜県手をつなぐ育成会 副理事長	田中 真澄	当事者等
岐阜市あけぼの会 会長	服部 信子	当事者等

(敬称略、順不同)

事務局（第7条関係）

所 属 ・ 役 職	備 考
障害福祉課 課長	障がい福祉(身体・知的)
保健医療課 課長	障がい福祉(精神)、難病
医療福祉連携推進課 課長	障がい福祉(医療)
岐阜地域福祉事務所福祉課 課長	岐阜圏域
西濃県事務所福祉課 課長	西濃圏域
揖斐県事務所福祉課 課長	西濃圏域
中濃県事務所福祉課 課長	中濃圏域
可茂県事務所福祉課 課長	中濃圏域
東濃県事務所福祉課 課長	東濃圏域
恵那県事務所福祉課 課長	東濃圏域
飛騨県事務所福祉課 課長	飛騨圏域

事務局（事務局会議関係機関）

所 属 ・ 役 職	備 考
労働雇用課 課長	障がい者雇用
地域福祉課 課長	地域福祉、人材育成
特別支援教育課 課長	教育
岐阜保健所健康増進課 課長	障がい福祉(精神)、難病
中央こども相談センター判定課長	障がい児支援
身体障害者更生相談所 所長	身障更生相談
知的障害者更生相談所 相談判定課長 兼精神保健福祉センター 審査課長	知的更生相談 精神保健福祉
希望が丘こども医療福祉センター 副所長兼事務局長	医療 発達障がい支援

計画の策定経過

平成 29 年 2 月 23 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 •「第 2 期 岐阜県障がい者総合支援プラン」(県障害者計画・県障害福祉計画・県障害児福祉計画) の策定(案)について																																																												
平成 29 年 5 月～ 8 月	<input type="checkbox"/> 県内障がい者団体への意見聴取 <意見聴取を行った団体> (訪問日順)																																																												
	<table border="1"> <tbody> <tr><td>1</td><td>(一社)岐阜県知的障害者支援協会</td><td>16</td><td>岐阜県障害福祉事業所連絡会</td></tr> <tr><td>2</td><td>岐阜県特別支援学校 P T A 連合会</td><td>17</td><td>頸髄損傷者連絡会・岐阜</td></tr> <tr><td>3</td><td>(一社)岐阜県聴覚障害者協会</td><td>18</td><td>精神障害者社会復帰施設</td></tr> <tr><td>4</td><td>(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会</td><td>19</td><td>岐阜県筋ジストロフィー協会</td></tr> <tr><td>5</td><td>岐阜県自閉症協会</td><td>20</td><td>岐阜盲ろう者友の会</td></tr> <tr><td>6</td><td>岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会</td><td>21</td><td>(特非)障害者自立センターつかいぼう</td></tr> <tr><td>7</td><td>(一社)岐阜県手をつなぐ育成会</td><td>22</td><td>岐阜県脊髄損傷者協会</td></tr> <tr><td>8</td><td>(特非)岐阜県難病団体連絡協議会</td><td>23</td><td>(一社)日本精神科看護協会岐阜県支部</td></tr> <tr><td>9</td><td>(特非)岐阜県精神保健福祉社会連合会</td><td>24</td><td>岐阜県言語障害児をもつ親の会</td></tr> <tr><td>10</td><td>(特非)ぎふ難聴者協会</td><td>25</td><td>岐阜県失語症友の会</td></tr> <tr><td>11</td><td>岐阜県精神科病院協会</td><td>26</td><td>東海地区遷延性意識障害者と家族の会「ひまわり」</td></tr> <tr><td>12</td><td>岐阜県身体障害者福祉施設協議会</td><td>27</td><td>(社福)岐阜アソシア</td></tr> <tr><td>13</td><td>岐阜県重症心身障害児(者)を守る会</td><td>28</td><td>(一社)岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)</td></tr> <tr><td>14</td><td>岐阜睦声会</td><td>29</td><td>(一財)岐阜県身体障害者福祉協会</td></tr> <tr><td>15</td><td>岐阜県精神障害者作業所交流会</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	1	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	16	岐阜県障害福祉事業所連絡会	2	岐阜県特別支援学校 P T A 連合会	17	頸髄損傷者連絡会・岐阜	3	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	18	精神障害者社会復帰施設	4	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	19	岐阜県筋ジストロフィー協会	5	岐阜県自閉症協会	20	岐阜盲ろう者友の会	6	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	21	(特非)障害者自立センターつかいぼう	7	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	22	岐阜県脊髄損傷者協会	8	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	23	(一社)日本精神科看護協会岐阜県支部	9	(特非)岐阜県精神保健福祉社会連合会	24	岐阜県言語障害児をもつ親の会	10	(特非)ぎふ難聴者協会	25	岐阜県失語症友の会	11	岐阜県精神科病院協会	26	東海地区遷延性意識障害者と家族の会「ひまわり」	12	岐阜県身体障害者福祉施設協議会	27	(社福)岐阜アソシア	13	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会	28	(一社)岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)	14	岐阜睦声会	29	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	15	岐阜県精神障害者作業所交流会		
1	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	16	岐阜県障害福祉事業所連絡会																																																										
2	岐阜県特別支援学校 P T A 連合会	17	頸髄損傷者連絡会・岐阜																																																										
3	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	18	精神障害者社会復帰施設																																																										
4	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	19	岐阜県筋ジストロフィー協会																																																										
5	岐阜県自閉症協会	20	岐阜盲ろう者友の会																																																										
6	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	21	(特非)障害者自立センターつかいぼう																																																										
7	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	22	岐阜県脊髄損傷者協会																																																										
8	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	23	(一社)日本精神科看護協会岐阜県支部																																																										
9	(特非)岐阜県精神保健福祉社会連合会	24	岐阜県言語障害児をもつ親の会																																																										
10	(特非)ぎふ難聴者協会	25	岐阜県失語症友の会																																																										
11	岐阜県精神科病院協会	26	東海地区遷延性意識障害者と家族の会「ひまわり」																																																										
12	岐阜県身体障害者福祉施設協議会	27	(社福)岐阜アソシア																																																										
13	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会	28	(一社)岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)																																																										
14	岐阜睦声会	29	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会																																																										
15	岐阜県精神障害者作業所交流会																																																												
平成 29 年 4 月～ 9 月	<input type="checkbox"/> 有識者への意見聴取																																																												
平成 29 年 5 月	<input type="checkbox"/> 指定障害者支援施設に係る入所者・待機者の状況について照会																																																												
平成 29 年 6 月～ 7 月	<input type="checkbox"/> 「障がい福祉に関するアンケート調査」(県政モニター)の実施 <table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>(1) 調査対象</u> 県政モニター (516 人)</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 主な調査項目</u> <ul style="list-style-type: none"> • 障がいを理由とする差別や偏見について • 災害発生時の障がいのある人のためにできる支援について • 「障害者差別解消法」、「ヘルプマーク」の認知度について </td> </tr> </tbody> </table>	<u>(1) 調査対象</u> 県政モニター (516 人)	<u>(2) 主な調査項目</u> <ul style="list-style-type: none"> • 障がいを理由とする差別や偏見について • 災害発生時の障がいのある人のためにできる支援について • 「障害者差別解消法」、「ヘルプマーク」の認知度について 																																																										
<u>(1) 調査対象</u> 県政モニター (516 人)																																																													
<u>(2) 主な調査項目</u> <ul style="list-style-type: none"> • 障がいを理由とする差別や偏見について • 災害発生時の障がいのある人のためにできる支援について • 「障害者差別解消法」、「ヘルプマーク」の認知度について 																																																													

平成 29 年 9 月 15 日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン（骨子案）を協議
平成 29 年 9 月～ 10 月	□ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会 (中間報告第 1 回目)
平成 29 年 10 月 11 日	□ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン（骨子案）を協議
平成 29 年 10 月 18 日	□ 障がい福祉に関する市町村課長会議 ・第 2 期岐阜県障がい者総合支援プランの策定について
平成 29 年 11 月	□ 市町村への意見照会 ・第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）に対する意見
平成 29 年 11 月 28 日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）を協議
平成 29 年 12 月	□ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会 (中間報告第 2 回目)
平成 29 年 12 月～ 平成 30 年 1 月	□ パブリック・コメントの実施 ・インターネットによるプラン（案）の公表
平成 30 年 1 月	□ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会（確定報告）
平成 30 年 2 月 9 日	□ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・岐阜県障がい者総合支援プランの策定について
平成 30 年 2 月 14 日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン（最終案）を報告